

生活習慣病予防健診のご案内

主催：春日井商工会議所建設業部会・製造業第1・第2部会 健診機関：一般財団法人 公衆保健協会
会員企業を対象に経営者・従業員の方々に対しての健康診断を実施致します。健康診断は労働安全衛生法において、実施が義務づけられています。今年度未受診の事業所様は、是非受診下さい。

検査項目	検査内容（全て必須項目です）		
一般健診	身体計測（身長、体重、腹囲、視力、聴力）、血圧測定、尿検査（糖尿病等の検査）、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査（バリウム検査）、便潜血反応検査（大腸がん検査）（※）、診察（視診、触診、聴打診など）、問診 ※便潜血反応検査は、ご家庭で、便を2日分採取し、当日ご持参下さい。		
実施日	時間	場所	金額（税込）
12月9日（金）	9：00～11：00 受付人数：各10名 （30分刻みの予約受付） （所要時間 1時間30分程度）	商工会議所 1階 大会議室	7,169円

★愛知県中小企業共済加入者は、1名あたり最大5,000円の健診助成が適用されます。

【対象者】協会けんぽ加入事業者の方で、35歳～74歳の被保険者（本人）

【申込方法】①下記フォームから申込み

＜申込 URL <https://forms.gle/WvPdxJw1mPzhbiMU9>＞

②申込み後「生活習慣病予防健診対象者一覧」（全国健康保険協会より3月頃のご案内に同封）を添付し、FAX又はメール（entry@kcci.or.jp）にて送付。
（当所より健診機関を通じて協会けんぽへ手続きをいたします。）

※付加健診や子宮頸がん検診・乳がん検診については、当所では受付できません。一般健診とセットでの受診が必要ですので、希望の場合は健診機関へ直接お申込み下さい。

※愛知県中小企業共済加入者で、健診助成をご希望の方は「生活習慣病予防健診対象者一覧」の番号に○印を付けるなど分かるようにしてお知らせください

【問診票等の送付】実施日の2週間前までに受診票・検査キットを郵送いたします。

【当日の持ち物】受診票・問診票・検査キット・保険証

※愛知県中小企業共済加入者は各自事前に健診助成券を発行いただき、当日窓口にて提出をお願いします。

【健診当日】3密を避ける為、マスク着用・来場前の検温・受付時間の厳守をお願いします。

※37.5℃以上の発熱のある方、風邪の症状や嗅覚・味覚の低下といった症状のある方等は受診をお断りしております。

【受診結果通知】受診結果は、1ヶ月程度で郵送します。

【受診料支払方法】請求書を受診結果に同封し送付させていただきます。

【申込期日】10月31日（月）

【連絡先】春日井商工会議所 運営課 TEL（0568）81-4141



＜WEBでの申込みが難しい場合はご連絡ください＞

生活習慣病予防健診受診予定の事業所様

申込みの際に「生活習慣病予防健診対象者一覧表」が必要です。

全国健康保険協会（協会けんぽ）より令和4年3月頃の案内に同封されております。

一覧表が無い場合は、下記の全国健康保険協会愛知支部に再発行の手続きをして頂き、10月31日（月）までにお申込みください。

空き状況については当所運営課までお問い合わせください。

全国健康保険協会 愛知支部

音声ガイダンスの途中でも
番号の選択が可能です

052-856-1490

 (代表)

受付時間 8:30~17:15 (土日祝・年末年始除く)

最初のガイダンスで①②③を選択

1

- ・健康保険のお問い合わせ
(申請書の記入方法や添付書類など)
- ・健康保険の制度について
(傷病手当金、高額療養費、任意継続など)
- ・申請書の送付依頼

2

- ・現在お手続き中の内容について
- ・健診のお問い合わせ
- ・地方自治体、医療機関からの
お問い合わせ

3

- ・その他のお問い合わせ
- ・お問い合わせ先が不明な場合

最初のガイダンスで②を選んだ場合

1

- ・各種給付金の処理状況
(傷病手当金、高額療養費など)

2

- ・保険証、限度額適用認定証の発行状況
- ・任意継続保険の処理状況

3

- ・生活習慣病予防健診 (被保険者本人の健診)
- ・特定健診 (被扶養者 (ご家族) の健診)
- ・保健指導について

4

- ・交通事故等、第三者の行為による
傷病について
- ・労災への切り替え手続きについて
- ・レセプトに関するお問い合わせ

5

- ・その他のお問い合わせ

問合せ:運営課 (0568) 81-4141